

HIKARI 光通信・知財の窓

— 光内外特許事務所 —

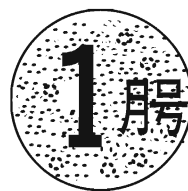
所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル 5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

<http://www.hikari-naigai.com/>



2013・1・10



謹 賀 新 年

平成25年元旦

新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

期待が高まる新政権の経済政策

昨年末の第46回衆議院議員総選挙の結果、自民・公明両党が3年3カ月ぶりで政権に復帰することになりました。

総選挙で圧勝した自由民主党が掲げていた景気対策への期待から東京株式市場では総選挙後、日経平均株価が伸び続け、12月19日には取引期間中としては8カ月ぶりに1万円台を回復しました。

自民・公明両党は震災復興や防災・減災対策の公共事業を軸とした大型の2012年度補正予算案編成を進めています。新政権には「日本経済再生本部」が新設され、景気対策、金融政策、社会保障改革などの幅広い政策課題が首相主導の下で一体的に実施される見込みです。また、「産業競争力会議」を新設し、製造業の育成、付加価値の高いサービス産業の創出などを目指す「日本産業再興プラン」が作成される見通しです。

昨年、日本経済は世界経済の減速に伴う外需の減退により輸出が伸び悩み、特に、中国への輸出が減退せざるを得なかった事情などにより、大企業では増収増益の見込みながら売上高、経常利益、設備投資額を年度当初から下方修正する状態となり、中小製造業にいたっては、各指標がいずれも悪化し、減収減益が見込まれる状態になっていました。

経済産業省・中小企業庁は、中小企業金融円滑化法が本年3月末に終了する予定であることを踏まえて、中小企業の抜本的な経営改善を支援する新たな制度を創設し、このための数百億円規模の予算を新政権が取りまとめる経済対策に盛り込むことにしています。

適切、迅速な円高・デフレ対策、中小企業支



援などの景気対策や、エネルギー、環境、高速鉄道、航空機などのインフラ産業での国際競争力強化策、等、新政権には日本経済の再生に向けた力強い経済政策の展開が希望されるところです。

世界で増加する特許出願

昨年末の世界知的所有権機関（WIPO）の発表によれば、2011年の世界各国における特許出願件数では、2006年に日本から首位の座を奪還してから首位の座を守っていた米国が中国に抜かれ、中国が初めて世界1位になりました。過去に米国以外で出願件数1位の座についたことがあるのは日本とドイツのみでしたが、初めて、中国が首位に立つことになりました。中国の2011年における特許出願件数は52万6412件で、中国における特許出願件数の増加は2012年も続いており、2012年も、引き続き中国が首位に立つ見込みです。

2011年の日本における特許出願件数は34万2610件で、米国の50万3582件に続く世界3位、4位は韓国の17万8942件でした。

日本の特許出願件数は過去数年減少傾向が続きましたが、昨年12月11日に特許庁が発表した統計速報によれば、昨年1月から10月の特許出願件数累計が28万5975件となり、これは前年同期比1.1%増加でした。昨年は、何年かぶりに特許出願件数が増加に転じることが期待されます。

また、将来、海外の複数の国で審査を受け、特許取得することを目指して行われる特許協力

条約（PCT）の国際出願を日本国特許庁が受理する件数は、前記の統計速報によれば、昨年1月から10月の累計で3万5309件でした。これは前年同期比13.0%増という大幅な増加であり、年々増加している日本国特許庁が受け付ける国際出願の件数は、昨年も引き続き大幅な増加になる模様です。

国内特許出願の件数が増加に転じるだけでなく、海外への進出を展望している企業経営が増加しているものと思われます。

世界100カ国以上でビジネスや専門家向けの情報提供を行っているトムソン・ロイター社が、自社が保有する特許データを基に、「特許数」、「成功率」、「特許ポートフォリオの世界的な広がり」、「引用における特許の影響力」などを評価軸として、知的財産・特許動向を分析し、「世界で最も革新的な企業／研究機関を選出する」と謳った「Top100グローバル・イノベーター2012」が、2011年の初公表に引き続き昨年末に公表されました。トムソン・ロイター社によれば、選出された企業はイノベーションに注力していて、財務指標からも市場における優位性が証明される企業であり、選出企業100社によっ

て一年前と比較して12万4214人の新規雇用が創出されているということです。最も多く選出されたのは、米国の47社・機関で、2番目が日本企業の25社、以下、フランス：13社・機関、韓国：7社・機関となっています。日本企業の選出は2011年から3社増えており、特許出願・特許を企業経営に戦略的に活用する日本企業の姿勢がうかがえます。

日本経済再生に向かう一年

昨年は世界経済の減速などの影響を受けた年でしたが、本年は、新たな政権の下に、日本経済再生に向けた機動的で力強い政策が実行されるものと思われます。

米国をはじめとした世界経済の動向や、為替水準などには不透明な部分があり、また、エネルギー問題など昨年から引き続いて対応が必要とされる問題が多く残っていますが、新政権が進める日本産業再興プランの下、旺盛な創意工夫とチャレンジ精神、革新的な技術の開発によって、日本経済再生に向かう一年にしたいものです。

以上

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

新政権に成長戦略を期待 新産業創出や円高是正を

経営者緊急アンケート

昨年末の衆院選の結果を受け発足した自民党を中心とする新政権に対し、多くの経営者が「成長戦略」を最も重視していることが、日本経済新聞社の緊急アンケートで分かった。経営者は公共事業のような従来型の景気対策より、消費活動につながる技術・生産活動の育成に力を入れるべきと考えている。企業競争力を回復するため円高是正を求める声も大きい。

アンケートによると、イノベーションや新産業の創出などの「成長戦略の推進」が最多で、2位は「円高の是正」が続いた。3位には「環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加など通商・貿易振興策」が上がるなど、企業のグロー

バル競争を後押しする政策を進めてほしいとの意見が目立った。

4位は「財政再建」が入り、悪化する財政への危機感も強い。東日本大震災からの復興や電力の安定供給を優先課題とする指摘も多かった。一方、「大規模な公共投資」を望む声は少数派で、「経済の成長戦略がなければ財政再建や社会保障改革など山積する課題の解決も遅れる」と考える経営者が多いようだ。

新政権が取り組むべき政策課題（ポイント）

技術・生産活動の育成など 成長戦略の推進	198
円高是正	145
TPPへの交渉参加など 通商・貿易振興策	94
財政再建	67
東日本大震災からの復興	54

審 決 紹 介

商標「坂本九」は、指定役務との関係において役務の質を表したもののとはいえず、また、これをその指定役務のいずれに使用しても、役務の質について誤認を生ずる虞がないから、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当しないと判断された事例（不服2011-10130、平成24年6月22日審決、審決公報第152号）

1 本願商標

本願商標は、「坂本九」の文字を標準文字で表してなり、第9類及び第41類に属する願書記載の通りの商品及び役務を指定商品及び指定役務として、平成21年5月11日に商標登録出願され、その後、第41類の役務「コンピュータネットワークを介した音楽の演奏に関する情報の提供、コンピュータネットワークを介した映画の上映に関する情報の提供、…映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、…音楽の演奏、音楽の演奏に関する情報の提供等」に補正された。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は『坂本九』の文字を標準文字で表してなる処、これをその指定商品・指定役務中の音楽・映像・出版物に関する商品・役務に使用するときは、これに接する取引者・需要者はその商品・役務が『坂本九氏の歌や映像等を内容とするものであること』を表示したものと理解するに過ぎないから、本願商標は単に商品の品質（内容）、役務の質（内容）、役務の提供の用に供する物等を表したものと認める。従って、本願商標は商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品・役務以外の商品・役務に使用するとき、商品の品質、役務の質について誤認を生じさせる虞があるので、商標法第4条第1項第16号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願の指定商品及び指定役務は、前記1の通り補正された処、本願商標をその指定役務に使用しても、これに接する取引者、需要者をして、これが役務の質（内容）を表したものと認識されるとは認められない。

してみれば、本願商標はその指定役務との関係において役務の質を表したもののとはいえず、また、本願商標をその指定役務のいずれに使用しても、役務の質について誤認を生ずる虞があるとは言えない。

従って、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条

第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。よって、結論の通り審決する。

別掲商標は、全体として図案化された特徴的なものであるから、自他商品の識別機能を十分に果し得、商標法第3条第1項第5号に該当しないと判断された事例（不服2011-650168、平成24年5月31日審決、審決公報第152号）

1 本願商標

本願商標は、別掲の通りの構成からなり、第12類、第14類及び第28類に属する日本国を指定する国際登録において指定された商品を指定商品として、2009年11月20日にドイツ国においてした商標登録出願に基づいてパリ条約第4条による優先権を主張し、2010年3月10日に国際商標登録出願され、その後、指定商品については、原審において補正されている。

2 原査定拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は『A』の欧文字と『7』の数字とを横一連に書してなる処、多少図案化されているとしても、欧文字1字の『A』と数字1字の『7』であることを容易に認識させるものであるから、本願商標は極めて簡単、かつ、ありふれた標章からなるものであり、自他商品の識別機能を果たさないものである。従って、本願商標は商標法第3条第1項第5号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、別掲の通りの構成からなる処、該構成中の左部分について「A」の欧文字を表したものと理解されるとしても、右部分については直ちに「7」の数字を表したものと理解されるとは言い難く、また、左部分に比して右部分が約3分の2程度に高さを変えて表されていることから、本願商標全体として図案化された特徴的なものというのが相当である。

してみれば、本願商標は極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標とは言えないから、これをその指定商品について使用しても、自他商品の識別機能を十分に果し得るものというべきである。

従って、本願商標が商標法第3条第1項第5号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当でなく、取消しを免れない。

その他、政令で定める期間内に本願について拒絶の理由を発見しない。

よって結論の通り審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

昭和28年	商標登録第 426182号～第 427701号
◇ 38年	◇ 第 615491号～第 619638号
◇ 48年	◇ 第1015482号～第1020587号
◇ 58年	◇ 第1592779号～第1599700号
平成 5 年	◇ 第2543502号～第2553500号
平成15年	◇ 第3371452号～第3371452号
平成15年	◇ 第4678486号～第4687572号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成22年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中に審査請求されるようお求めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらお問い合わせください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。（尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます）。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
24年9月分	30,940	9,182
前 年 比	91%	104%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm